

販売従事登録をされた方へ

—広島県薬務課— (R2.3.31)

販売従事登録証の交付を受けた後、その記載事項に変更等が生じたときは、手続きが必要です。

1 登録後の手続きについて

次の事由が生じた場合は、手続きを行ってください。(詳細については、最寄りの県立保健所(保健所支所を含む。)又は県庁薬務課に問い合わせてください。)

事 由	手 続 き
販売従事登録証の記載事項に変更が生じたとき	氏名又は本籍地都道府県名を変更したときは、30日以内に届出が必要です。 ○提出書類 ①登録販売者名簿登録事項変更届書 ②変更の事実を証する書類(戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通)
販売従事登録証の記載事項に変更が生じ、登録証を書換えるとき	販売従事登録証の書換え交付申請ができます。 手数料：2,000円(※) ○提出書類 ①販売従事登録証書換え交付申請書 ②販売従事登録証
販売従事登録証を破り、汚し、又は失ったとき	販売従事登録証の再交付申請ができます。 手数料：2,900円(※) ○提出書類 ①販売従事登録証再交付申請書 ②販売従事登録証(破り、又は汚したときに限る。)
一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったとき又は、登録販売者が死亡もしくは失踪の宣告を受けたとき	30日以内に消除の手続きが必要です。 ○提出書類 本人が申請する場合①② 届出義務者が申請する場合①②③ ①販売従事登録消除申請書 ②販売従事登録証 ③左記の事実を証する書類(死亡診断書、除籍謄(抄)本、失踪宣告書の写し(※)のうちいずれか1通) ※ 照合を行う必要があるため、原本も持参してください。

2 留意事項

- (1) 販売従事登録証は、ラミネート加工等の表面処理を行わないでください。
- (2) 販売従事登録後は、転職などにより雇用者が変更になった場合や、退職して一時的に医薬品の販売に従事しない時期があっても、販売従事登録消除申請を行う必要はありません。
- (3) 書類は県保健所(保健所支所を含む。)又は県庁薬務課に提出してください。

※広島県では、平成26年11月より、手数料の納付方法が証紙から現金または納付書による納付へ切り換わりました。詳細は、広島県庁ホームページ

(「広島県収入証紙を廃止しました」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/1/shoushihaishi.html>)
をご覧ください。

担当 県庁薬務課薬事グループ(直通 082-513-3222)

登録販売者の管理者要件について

登録販売者試験に合格した年度によって、店舗管理者（区域管理者）・管理代行者となれる要件が異なりますので、ご注意ください。

試験合格年度は？

→ **平成 26 年度以前** 令和 3 年 7 月 31 日までは店舗管理者（区域管理者）・管理代行者となることができます。

令和 3 年 8 月 1 日からは、過去 5 年間のうち通算 2 年（注 1）以上、もしくは、過去 5 年間のうち月単位で従事した期間が通算して 2 年以上あり（注 2）かつ合計過去 5 年間において 1,920 時間以上、一般用医薬品の販売に関する勤務経験（注 3）が証明できなければ店舗管理者（区域管理者）・管理代行者となることはできません。

管理者要件を満たすまでの間は研修中である旨を名札にシール等で表記する必要があります。（例 「登録販売者（研修中）」）

また、登録販売者に対する研修（外部研修を含む）を受講し、記録を残す必要があります。

→ **平成 27 年度以降** 過去 5 年間のうち通算 2 年（注 1）以上、もしくは、過去 5 年間のうち月単位で従事した期間が通算して 2 年以上あり（注 2）かつ合計過去 5 年間において 1,920 時間以上、一般用医薬品の販売に関する勤務経験（注 3）が証明できなければ店舗管理者（区域管理者）・管理代行者となることはできません。

管理者要件を満たすまでの間は研修中である旨を名札にシール等で表記する必要があります。（例 「登録販売者（研修中）」）

また、登録販売者に対する研修（外部研修を含む）を受講し、記録を残す必要があります。

- 注 1 月 80 時間以上勤務した場合を 1 か月とカウントします。
注 2 月当たりの時間数は問いません。
注 3 ここでいう勤務経験とは、販売従事登録の前後を問いません。

店舗等において勤務の記録を正確に行い、記録の保管も必要となりますので、ご注意ください。
保健所の立入の際に確認を行うことがあります。

登録販売者に対する研修について

登録販売者が受講すべき研修が定められています。店舗営業者等にご確認ください。

薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号 最終改訂：令和 2 年 3 月 27 日厚生労働省令第 52 号）」に基づき、一般用医薬品の情報提供その他の一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、**登録販売者に対する研修を実施することとされています。**

登録販売者に対して実施する研修のうち、外部研修については「登録販売者に対する研修の実施について」（平成 24 年 3 月 26 日付薬食総発 0326 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）により、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」が示されています。**広島県内で外部研修を行う機関は、広島県 HP で案内していますので、積極的に研修を受講してください。**

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tourokuhanbaisya/tourokuhanbisya.html>

店舗等において研修の記録を正確に行い、記録の保管も必要となりますので、ご注意ください。
保健所の立入の際に確認を行うことがあります。